

「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県のPRを目的とした「二代目ぐんまちゃん」(以下「ぐんまちゃん」という)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ぐんまちゃん」とは、別紙に掲げるイラスト及びこれを展開したものと
する。

2 この要領において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校をいう。

(利用申請)

第3条 「ぐんまちゃん」を利用しようとする者は、「ぐんまちゃん」利用申請書(別記様式第1号)を知事に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 群馬県内の学校等が教育の目的で使用する場合

(2) 報道機関が、報道の目的で使用する場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 企業、団体等の場合は概要書

(2) 企業、団体等の場合は役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所)

(3) 利用する物件の見本(見本、レイアウト、原稿等)

(4) その他知事が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(利用許諾の制限)

第5条 知事は、第3条の利用申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許諾する。ただし、「ぐんまちゃん」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることがある。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 群馬県の信用または品位を害するものと認められる場合

(3) 「ぐんまちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは支援または公認しているような誤解を与えるおそれがある場合

(5) 「ぐんまちゃん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) 暴力団員等であることが判明した場合

(7) その他承認することが不相当であると知事が認めた場合

2 前項各号の判断について疑義がある場合は、別に定める群馬県「ぐんまちゃん」管理委員会に諮るものとする。

ただし、第6号の判断について疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

(利用許諾)

第6条 知事は、利用申請書を受付けてから、2週間以内に利用許諾か否かを通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により、群馬県「ぐんまちゃん」管理委員会に諮る場合及び警察本

部長に意見聴取する場合はこの限りではない。

- 2 知事は、利用許諾をする場合は、利用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ通知するものとする。
- 3 知事は、利用を許諾しない場合は、不許諾通知書（別記様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

（利用料）

第7条 利用料は無料とする。

（利用上の遵守事項）

第8条 「ぐんまちゃん」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。
- （2）定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- （3）原則として、マスコットに近接して『群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」』を表記すること。
- （4）利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号（〇〇－〇〇）をその物件に明示すること。
- （5）「ぐんまちゃん」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、群馬県に帰属する。

（利用期間）

第9条 利用期間は最長で申請した年度の末日までとする。ただし、1月1日から3月31日までに新規申請があった場合には、翌年度の末日までとする。

- 2 利用期間満了後、引き続き利用する場合には、ぐんまちゃん利用申請書（別記様式第1号）により更新申請を行い、利用許諾を受けなければならない。ただし、その場合の利用期間は2年以内とする。

（許諾内容の変更等）

第10条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ利用許諾変更申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

（許諾の取り消し等）

第11条 知事は、「ぐんまちゃん」の利用がこの要領または許諾内容に違反していると認められる場合に、当該利用許諾を取り消すことができる。

- 2 前項の許諾の取り消しは、許諾取消通知書（別記様式第6号）により通知する。
- 3 本条第1項の規定により利用許諾が取り消されたときは、知事は、その損失の補償の責めを負わない。
- 4 知事は、利用者に「ぐんまちゃん」の利用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

（商品等の提出）

第12条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後30日以内に、実物または写真等を知事に提出しなければならない。

（責任の制限）

第13条 利用者が、「ぐんまちゃん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、「ぐんまちゃん」の利用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際に、現に「ぐんまちゃん及びゆうまちゃん」の利用に関する取扱要領の規定により利用許諾（県民生活課が利用許諾に基づいて行う認定を含む。）を受けて「ぐんまちゃん」を利用している者は、この要領の施行の日から2か月間はこの要領の利用許諾を受けずに「ぐんまちゃん」を利用することができる。なお、この間の利用許諾料は無料とする。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

別紙

A カラー



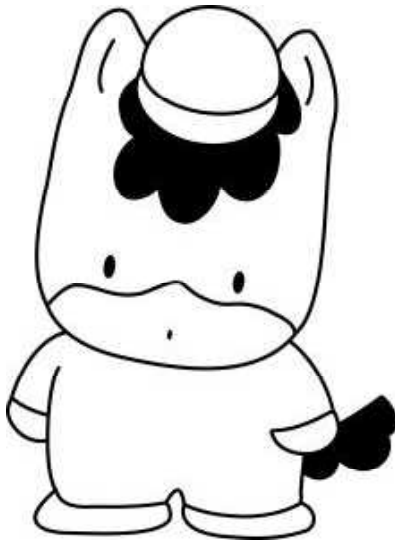
帽子本体	Y100%、C60%、BL10%
帽子ひさし	Y100%、C80%、BL20%
顔・胴	M40%、Y100%
たてがみ・しっぽ	C60%、M80%、Y80%、BL10%
口	M100%、Y100%
目、線	BL100%

B モノクロ(イメージ)



帽子本体	BL40%
帽子ひさし	BL60%
顔・胴	BL30%
たてがみ・しっぽ	BL80%
口、目、線	BL100%

C 単色で使用する場合



D 着ぐるみ



使用にあたっての注意

- ①拡大・縮小して使用してください。
- ②指定色以外は使用しないでください。
- ③縦横の比率を変えないでください。
- ④群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」の表記をしてください。
- ⑤デザインは群馬県のホームページにあるものをダウンロードしてご使用ください。
アレンジしたい場合には群馬県企画課ぐんまイメージアップ推進室へご相談ください。

群馬県知事様

申請者 住所又は所在地

法人名等及び役職（団体の場合）

氏名 印

生年月日（個人の場合）

「二代目ぐんまちゃん」利用申請書（新規・更新）

「二代目ぐんまちゃん」利用に関する取扱要領を了承の上、下記のとおり、「ぐんまちゃん」を利用したいので利用許諾してください。

記

- 1 利用対象物件名（更新の場合は許諾番号も記載）
- 2 利用の趣旨・目的及び利用方法
- 3 利用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
※新規の場合は最長で申請年度の末日まで。ただし1月1日～3月31日に新規申請する場合には翌年度の末日までとする。更新の場合は最長で2年間とする。
- 4 小売単価（売渡単価）
- 5 小売数量（売渡数量）
- 6 添付書類
 - (1) 企業、団体等の場合は概要書
 - (2) 企業、団体等の場合は役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所）
 - (3) 利用する物件の見本（見本、レイアウト、原稿等）
 - (4) その他参考になるもの
- 7 次の内容を確認の上、□にレを記入して誓約をお願いします。
 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
※ 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

担当者職・氏名：

住 所：※上記と異なる場合

（〒 ）

電話番号：

FAX：

E-MAIL：

年 月 日

群馬県知事様

申請者 住所又は所在地

法人名等及び役職（団体の場合）

氏名

印

「二代目ぐんまちゃん」利用許諾変更申請書

平成 年 月 日付け許諾番号第 一 号で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

利用対象物件名	
---------	--

項目	変更前	変更後
利用の趣旨・目的及び利用方法		
利用期間		
小売単価		
小売数量		
その他		

「二代目ぐんまちゃん」利用許諾書

許諾第 一 号
年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 氏名 印

年 月 日付で申請のありました「二代目ぐんまちゃん」の利用については、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 一 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として『群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」』の名称及び許諾番号(〇〇-〇〇)を明示してください。

2 利用対象物件

3 利用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 利用条件

利用に関しては『「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領』及び『「二代目ぐんまちゃん」利用申請書』の内容を遵守すること。

「二代目ぐんまちゃん」利用変更許諾書

許諾第 一 号
年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事 氏名 印

年 月 日付で申請のありました「二代目ぐんまちゃん」の利用変更については、下記のとおり許諾します。

記

1 許諾番号

許諾第 一 号

※利用許諾を受けた物件には、原則として『群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」』の名称及び許諾番号(〇〇-〇〇)を明示してください。

2 利用対象物件

3 変更内容

4 利用に関しては『「二代目ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領』及び『「二代目ぐんまちゃん」利用変更申請書』の内容を遵守すること。

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「二代目ぐんまちゃん」利用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった「ぐんまちゃん」の利用については、下記の理由により利用承諾できません。

記

年 月 日

(申請者) 様

群馬県知事

印

「二代目ぐんまちゃん」許諾取消通知書

年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾した「二代目ぐんまちゃん」の利用許諾について、下記のとおり取消します。

記

- 1 利用対象物件
- 2 取消の理由